

【簡易版】身内の死後の手続きスケジュール一覧表

手続き項目	期限	チェック
親族や葬儀社へ連絡	死後すぐに	
死亡届の提出	死亡を知った日から7日以内	
埋火葬許可申請	死亡を知った日から7日以内	
厚生年金受給停止手続き	死亡日から10日以内	
国民年金受給停止手続き	死亡日から14日以内	
世帯主の変更届	死亡日から14日以内	
児童扶養手当認定請求	死亡日から14日以内	
国民健康保険証の返納	死亡日から14日以内	
介護保険資格喪失届	死亡日から14日以内	
自動車所有権の移転	死亡日から15日以内	
雇用保険受給資格者証の返還	死亡後1ヶ月以内	
相続放棄	相続があったことを知ってから3ヶ月	
所得税準確定申告・納税	死亡を知ってから4ヶ月以内	
相続税の申告・納税	相続開始した日の翌日から10ヶ月以内	
国民年金の死亡一時金請求	死亡日の翌日から2年以内	
埋葬料請求	葬儀や埋葬を行った日の翌日から2年以内	
高額医療費の申請	対象の医療費の支払いから2年以内	
生命保険金の請求	死亡日から3年以内	

遺族年金の請求	受給権が発生してから 5 年以内	
未支給年金の請求	受給権者の年金の支払日の翌月の初日から5 年以内	
寡婦年金の請求	受給権が発生してから 5 年以内	
遺言書の検認	死亡後できるだけすみやかに	
運転免許証の返納	死亡後できるだけすみやかに	
パスポートの失効手続き	死亡後できるだけすみやかに	
死亡退職届	死亡後できるだけすみやかに	
死亡退職金	死亡後できるだけすみやかに	
残給与	死亡後できるだけすみやかに	
クレジットカードの解約	死亡後できるだけすみやかに	
預貯金の名義変更	死亡後できるだけすみやかに	
不動産の名義変更	死亡後できるだけすみやかに	
株式の名義変更	死亡後できるだけすみやかに	
電話名義変更・解約	死亡後できるだけすみやかに	
電気・ガス・水道の解約	死亡後できるだけすみやかに	
復氏届	死亡届の提出後いつでも（期限なし）	
姻族関係終了届	死亡届の提出後いつでも（期限なし）	
子の氏の変更許可の申立	死亡届の提出後いつでも（期限なし）	